



熊本県公報

目次

規則			
クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則	(生活衛生課)		一
告示			
指定居宅サービス事業所の指定	(高齢保健福祉課)		二
"	"		二
指定居宅介護支援事業所の指定	"		二
道路の区域変更	(道路維持課)		二
道路の区域決定	"		三
道路の供用開始	"		三
公 告			
県営土地改良事業計画変更	(農村計画課)		三
争議行為の予告	(労働雇用課)		三
登 載 依 頼			
松くい虫被害対策推進連絡協議会の会議の開催	(松くい虫被害対策推進連絡協議会)		四
農業振興地域整備促進協議会の会議の開催	(農業振興地域整備促進協議会)		四
指導力強化に関する検討委員会の会議の開催	(指導力強化に関する検討委員会)		五
正 誤			
平成十四年二月二十七日熊本県公告第百二十九号(白川水系河川整備計画策定に係る公聴会の開催)中	(河川課)		五

規 則

クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月十一日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県規則第七号

クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第一条 クリーニング業法施行細則(昭和三十二年熊本県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「及び第二条の第三項」を、「第二条の第三項及び第一条の第四項」に改める。

(理容師法施行細則の一部改正)

第二条 理容師法施行細則(昭和三十九年熊本県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第七条の表中「及び第二十二條」を、「第二十二條及び第二十二條の二」に改める。
(美容師法施行細則の一部改正)

第三条 美容師法施行細則(昭和三十九年熊本県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七条の表中「及び第二十二條」を、「第二十二條及び第二十二條の二」に改める。
(熊本県公衆浴場法施行細則の一部改正)

第四条 熊本県公衆浴場法施行細則(昭和五十年熊本県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条の第二項中「及び第三条第一項」を、「第三条第一項及び第三条の第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第七十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成十四年三月十一日

熊本県知事 潮谷 義子

【居宅療養管理指導】

事業所の名称及び事業所の所在地 和氣内科医院 熊本市京町二丁目二番四十号	事業者名 和氣 一壽	指定年月日 平成十四年二月二十日
--	---------------	---------------------

熊本県告示第七十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成十四年三月十一日

熊本県知事 潮谷 義子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地 有限会社ケアサービス安樹 宇土市三拾町三百八十八番地一	事業者名 有限会社 ケアサービ ス安樹	指定年月日 平成十四年二月二十七日
---	---------------------------	----------------------

熊本県告示第七十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成十四年三月十一日

熊本県知事 潮谷 義子

事業所の名称及び事業所の所在地 有限会社 ケアサービス安樹 宇土市三拾町三百八十八番地一	事業者名 有限会社 ケアサービ ス安樹	指定年月日 平成十四年二月二十七日
--	---------------------------	----------------------

熊本県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十四年三月十一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月十一日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	区域変更する区間	幅員		延長		備考
			前	後	前	後	
一般 国道 三三五号	阿蘇郡長陽村大字河陽字下牧 三九八一番一地从先から 阿蘇郡高森町大字高森字町上 一一七七番一地从先まで	阿蘇郡高森町大字高森字町上 一一七七番一地从先から 同 所 三五四三番一地从先まで 阿蘇郡白水村大字一関字大久保 一一三〇二番七地从先から 同 所 大字吉田字一本杉 九八四番一地从先まで 阿蘇郡白水村大字一関字大久保 一一三〇二番七地从先から 同 所 大字吉田字水口 一七九二番一地从先まで	前	後	前	後	旧道 移管
			五・五	七八・二	一四、九〇八・〇	〇・〇	
一般 県道 吉田線	阿蘇郡高森町大字高森字町上 一一七七番一地从先から 同 所 字城山 三五四三番一地从先まで 阿蘇郡白水村大字一関字大久保 一一三〇二番七地从先から 同 所 大字吉田字一本杉 九八四番一地从先まで 阿蘇郡白水村大字一関字大久保 一一三〇二番七地从先から 同 所 大字吉田字水口 一七九二番一地从先まで	阿蘇郡高森町大字高森字町上 一一七七番一地从先から 同 所 字城山 三五四三番一地从先まで 阿蘇郡白水村大字一関字大久保 一一三〇二番七地从先から 同 所 大字吉田字一本杉 九八四番一地从先まで 阿蘇郡白水村大字一関字大久保 一一三〇二番七地从先から 同 所 大字吉田字水口 一七九二番一地从先まで	前	後	前	後	"
			九・五	三三・八	一、二八九・〇	〇・〇	

二 区域変更する期日 平成十四年三月十一日

熊本県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、平成十四年三月十一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月十一日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び区域決定する区間等

道路の種類	路線名	区域決定する区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方道	熊本 高森線	阿蘇郡高森町大字高森字町上 一一七番一地从先から 字城山	六・一)	一、二八九・〇	区域 編入
	同 所	三五四三番一地从先まで	三三・八		

二 区域決定する期日 平成十四年三月十一日

熊本県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第三項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十四年三月十一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月十一日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	熊本 玉名線	熊本市河内町野出 一五八七番一地从先から 一五三七番四地先まで	九〇・〇	単 道 改
	同 所			

二 供用開始する期日 平成十四年三月十一日

公 告

熊本県告示第六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、平成十三年八月七日確定した県営郡浦地区土地改良事業（区画整理）の計画の一部を変更したいので、次の事項を記載した書類とともにこの旨公告する。

なお、この計画変更により新たに編入される地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益をしているもので、その農用地又は土地についてこの県営土地改良事業に参加しようとするものは、同法第三条の規定により平成十四年三月二十二日までに三角町農業委員会に申し出ること。

平成十四年三月十一日

熊本県知事 潮谷 義子

一 事業計画変更の概要

県営郡浦地区土地改良事業（区画整理）計画変更概要書

二 公告場所

三角町役場

熊本県告示第六十六号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、熊本県医療労働組合連合会執行委員長から平成十四年三月一日付けで次のとおり争議行為を行う旨通知があったので、同法施行令第十条の四第四項の規定により公表する。

平成十四年三月十一日

熊本県知事 潮谷 義子

一 争議行為の目的

医療保険制度の大改悪反対、賃上げ等の五項目の要求獲得

二 争議行為の日時

平成十四年三月十四日から目的を実現するまでの間の連日又は短時間

三 争議行為の種類

救急外来患者及び入院中の重症患者のために最低必要な保安要員若干名を除く全組合員又は一部組合員による業務停止をはじめとするすべての争議行為

四 争議行為を行う場所

登 載 依 頼

特定医療法人芳和会 くわみず病院（熊本市神水一丁目一四一四一）
 特定医療法人芳和会 本部事務所（熊本市神水二丁目一四一四一）
 特定医療法人芳和会 ぼっぼ保育所（熊本市水前寺二丁目二〇一〇二）
 特定医療法人芳和会 平和クリニック（熊本市本荘二丁目一五一一八）
 特定医療法人芳和会 楠クリニック（熊本市龍田五丁目一四一四一）
 特定医療法人芳和会 菊陽病院（菊池郡菊陽町原水字小中野五五八七）
 特定医療法人芳和会 菊陽ぼっぼ保育所（菊池郡菊陽町原水字小中野五五八七）
 特定医療法人芳和会 水俣協立病院（水俣市桜井町二丁目二二二）
 特定医療法人芳和会 水俣協立理学クリニック（水俣市桜井町二丁目二二二）
 特定医療法人芳和会 八代中央クリニック（八代市永碓町一三六一）
 有限会社健康共同ファルマ ひまわり薬局（熊本市神水二丁目二二一六）
 有限会社健康共同ファルマ コスモス薬局（熊本市龍田五丁目一四四五）
 有限会社健康共同ファルマ さくら薬局（水俣市桜井町二二二一四）
 有限会社健康共同ファルマ たんぼ薬局（菊池郡菊陽町原水字小中野五五八七）
 特定医療法人ピネル会 ピネル記念病院（熊本市佐土原一丁目八一三三）

熊本県松くい虫被害対策推進連絡協議会公告第一号

熊本県松くい虫被害対策推進連絡協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成十四年三月十一日

熊本県松くい虫被害対策推進連絡協議会

会長 松村 昭

一 開催日時

平成十四年三月十八日（月）

午後二時三十分

二 開催場所

熊本市水前寺公園二八一五一

熊本テルサ

三 議題

1 平成十三年度松くい虫被害対策の実施結果等について

2 第二次松くい虫被害対策事業推進計画（案）について
 3 その他
 4 傍聴者の定員
 十名

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の五分前までに、当該会議の会場において、審議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 2 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
 六 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目十八番一号
 熊本県松くい虫被害対策推進連絡協議会事務局（熊本県林務水産部森林整備課）
 （電話〇九六―三八三―一一一 内線五六二〇）

熊本県農業振興地域整備促進協議会公告第一号

熊本県農業振興地域整備促進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該協議会の傍聴手続は、次のとおりである。

平成十四年三月十一日

熊本県農業振興地域整備促進協議会

会長 富永清次

一 開催日時

平成十四年三月二十日（水曜日）

午後三時から

二 開催場所

熊本県熊本市水前寺一丁目三十三番十八号

水前寺共済会館 一階 「芙蓉」

三 議題

1 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第五条の規定に基づく熊本県が定める熊本県農業振興地域整備基本方針の変更について
 2 農業振興地域の整備に関する法律第十三条の規定に基づく熊本県が定める芦北広域営農団地整備計画の変更について
 3 農業振興地域の整備に関する法律第十三条の規定に基づく次の市町村が定める農業振興地域整備計画の変更について

松橋町 砥用町 南関町 合志町 産山村 嘉島町 矢部町

八代市 千丁町 人吉市 姫戸町 新和町
傍聴者の定員 十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得たうえで、会議場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号
熊本県農業振興地域整備促進協議会事務局（熊本県農政部農政課農振係）
（電話〇九六一三八三一一一一 内線五三二五）

指導力強化に関する検討委員会公告第一号

指導力強化に関する検討委員会会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成十四年三月十一日

熊本県教育庁義務教育課長 石井 二三 男

一 開催日時

平成十四年三月十八日（月）

午後一時三十分から午後四時三十分まで

二 開催場所

熊本市水前寺

水前寺共済会館二階 鳳凰1

三 議題

1 指導力不足教員について

2 指導力強化のための研修体制等について

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本市水前寺

指導力強化に関する検討委員会事務局（熊本県教育庁 義務教育課）
（電話〇九六一三八三一一一一 内線六七八六）

正 誤

平成十四年二月二十七日熊本県公告第二百二十九号（白川水系河川整備計画策定に係る公聴会の開催）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	段	行	正	誤
三	上	二十七	閲覧期間	閲覧場所

平成十四年三月十一日
熊本印刷所
発行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社
電話代〇九六一二八六三三番社八



古紙配合率100%